

会報

第 174 号

◇巻頭エッセー

変わりゆく大学 京都大学長 長尾 真

■諸会議事要録

臨時理事会

第2常置委員会

第5常置委員会

第8常置委員会

設置形態検討特別委員会

■要望書

国立大学教官等の待遇改善に関する要望書

国立大学協会

平成13年11月

会報

平成13年11月 第174号

第51卷第4号通卷第174号

平成13年11月号

国立大学協会

●巻頭エッセー

変わりゆく大学 京都大学長 長尾 真5

【諸会議議事要録】

臨時理事会（7.5）.....13

協 議

今後の諸課題への対応について

要望書の提出について

報 告

尾身科学技術政策担当大臣との懇談について

臨時理事会（9.27）16

臨時総会の開催について

会長談話について

文部科学省調査検討会議の「中間報告」への対応について

将来構想WGがまとめた「国立大学の再編・統合等」の取り扱い
について

国大協ホームページの開設に伴う事務処理について

その他（公開質問書／国立大学協会概要）

第2常置委員会（9.28）.....19

大学入試センターからの報告

平成14年度国立大学追加合格者決定業務に係る入学手続状況に関する
情報交換事務取扱要領（案）について

国立大学の入学者選択についての平成15年度実施要領，実施細目
（案）について

入学情報開示について

大学入試センター試験「5教科7科目」の実施について

次期委員長について

第5常置委員会（9.10）.....20

専門委員の委嘱について

UMAP日本国内委員会の委員推薦及び拠出金増額の要請について

要望書の提出について

報告事項について

第8常置委員会（8.9）.....23

諸報告等

審議事項

第8常置委員会（9.26）	26
---------------	----

第2回大学評価シンポジウムの実施について
機構の評価結果通知への対処について
大学に対する評価の動向について

（第14回）設置形態検討特別委員会（9.19）	28
-------------------------	----

「新しい『国立大学法人』像について」（中間報告案）について
今後の対応について

■ 諸 会 合（平成13年7月～9月末までの開催会議）	30
-----------------------------	----

【要 望 書】

国立大学教官等の待遇改善に関する要望書	31
---------------------	----

【委員交代等】

学長等の異動	34
--------	----

編集後記

変わりゆく大学

京都大学長 長尾 真

1. 国際化の時代

最近「魅力のある大学作り」という言葉があちこちで語られるようになって来た。少子化の時代となって来て、良い学生を引きつける努力をしなければ、下手をすると定員割れをおこしかねないのが1つの理由であろう。もう1つの理由は大学の財政にある。優秀な先生を多く集めて、研究業績をあげてもらうことによって、学生に魅力を感じさせたいということがある。また、国からの研究費を沢山とって来てもらって大学の収入を増やすとともに、産業界との共同研究を行い、産業界・社会からの寄付などを受けて、大学を豊かにしてゆくことが大切となって来ているからである。

国際化の時代となって、学生は外国の大学に留学することも容易になって来たし、有力な外国の大学が遠隔講義によって日本の学生を引きつけるようになって来ている。学生は日本にいながら外国の大学の単位をとり、卒業できる時代である。シンガポール国立大学は米国MITの講義をインターネットで全面的に受け入れて、学生にMITのレベルの教育をしはじめた。MITは近くほとんど総ての講義内容をインターネットで全世界に無料で公開すると言っている。ヨーロッパはエラスムス計画が進んでおり、他国の大学に行って勉強することも多くなり、代表的な大学の場合20%程度が他国の学生であることが普通である。イギリスの幾つかの大学はアジアからの学生を積極的に受け入れ、その授業料が大学の収入

の重要な一部となりつつあるという。欧米の幾つかの大学は東京に事務所をもうけ、留学生への窓口となるとともに、日本の産業界に深く食い込む活動をする時代となっている。質の高い教員を集め、優秀な学生と資金を世界中から集め、大学を活性化しながら大学財政をよくし、それによって大学をますます魅力のあるものとする努力が広く行われるようになって来た。

2. 大学の規模

どのような大学が魅力のある大学であるか、という問を発したとき、大学の規模が1つの問題となる。総合大学で、どのような学部も学科もあって、何でも学べるという環境が1つの指標であることは確かである。学生が自由に自分の興味のおもむくところを学習できるという利点がある。しかし大学があまりにも大きくなりすぎると、種々の事柄に対する決定がしにくくなり、時間がかかり妥協が多くなる結果、非効率となり特色を出しにくくなる。単に2つ以上の大学を組織上1つにまとめるだけで、キャンパスは従来通り分散したままで、教員その他の人達もほとんどが元のままでは、総合大学としての効果を現わさず、かえって目的などが矛盾したりして、その調整に不必要なエネルギーを割くということになりかねない。これは学長のリーダーシップをいかに強くしても簡単に解決することのできない問題である。大学全体としての一体性を明確にするためには長い歴史とお互いの努力が必要なのである。

市川惇信氏がその論文（雑誌『科学』2001年10月号：知識拡大競争で問われる大学人の知識）で述べておられるように、カリフォルニア工科大学の行き方は単科大学や小規模大学にとって参考になる。「大学の規模を大きくすると、教員間の相互

触発が薄れ、人類がなしえる最も野心的なことに挑戦する場を用意する、という本学の理念の実現に支障がでる」という考え方で、カリフォルニア工科大学は現在でも学部学生数900人、大学院生数1,100人、教員280人、ポストドクトラル・フェロー400人という小規模大学であるが、ノーベル賞学者を何人もかかえており、その教育の質と研究業績の高さは定評がある。

これからの大学は規模よりも質の高さを教育・研究の両面で追求する時代になるし、事務を含んだ大学全体の経営の効率の良さが厳しく求められるので、大規模であることはかえって良くないということになりかねない。日本の国立大学の中でもいわゆる旧帝大系の大学の教員対学生比は非常に小さい。新制の大学の場合にその比率は2倍くらいとなるが、それでも欧米の代表的な大学の教員対学生比とくらべるとけっして悪くはない。それにもかかわらず日本の大学の教員は雑用に忙しく、授業の準備に十分な時間がさけず、また休講などもあるといった状況である。事務組織の人数も比率的に非常に大きいにもかかわらず、常に人手不足で非常勤を大勢やとっている。こういった状況がなぜ起こっているのかを徹底的に解明して、合理的な組織運営形態をとる努力をしなければ、国立大学は法人化されればすぐに経済的に成り立たなくなってしまうだろう。

3. 学生環境

国立大学の場合、古い大学ほど教室や研究室、その他の施設が劣悪である。新しい大学の場合でも欧米の大学に比べると大変見劣りがする。こういったことは学生の勉学意欲に直接間接に影響を与える大きな問題である。これからの学生には、国際的視野のもとに、諸外国の人達と対等に議論できる自信と、しっかりし

た人格を持たせるようにしなければならないが、そのためには学生のキャンパスライフの環境を良くすることが最も大切なことである。これはまた諸外国から留学生を集めるためにも必要なことで、留学生のためには特に宿舎を十分に用意するとともに、奨学金をできるだけ多くの学生に与えられるようにしなければならない。

日本がこれからの国際社会で一流国として活躍するためには、日本の若い学生を海外に行かせることと、留学生を我が国の大学で学ばせることが重要である。そのためにも、これからの大学の講義の多くは英語で行う必要がでてくるし、外国人教員ももっと積極的に雇用しなければならないだろう。

4. 教員の環境

教員の研究活動も完全に国際的な場で行われるようにしなければならない。たとえば日本国内だけの学会、研究発表会というのではなく、日本で行う場合も常に国際的な学会、会議とし、国際的な環境の中で厳しい審査を経て論文採択され、議論がなされるようにすることが必要であろう。学生に国際的な視野をもたせ、国際的な感覚・環境の下で競争する意識をもたせるためにも、教員がそういった世界の中に居るということが前提となるからである。

教員は自分の研究分野や関連分野が世界的にどのような状況にあるか、誰がどのような発想法でどのような研究をしているかをよく把握しているべきだし、有力な研究者には直接会って意見をたたかわせることは当然である。常に相手を知り、相手と競争すると共に協調し、協力し、その研究分野を強力に発展させてゆく原動力となるべきである。一方、自分の研究がユニークで競争相手がいないと

すれば、それは大変幸福である。自分の研究の魅力を他人に認識させ、同調または反発する研究者を多く作り、世界的に大きな学問分野に育てあげてゆくことができるからである。

これから法人化されてゆく大学という立場から考えると、英国で起こっているような優秀な教員や研究者の取り合いといった現象が日本でも起こる可能性があるだろう。優れた研究者は大学を有名にしてくれ、良い学生を集める力となる。また大きな研究費を国からも企業等からも集めてくる力があるから、良いポストドクトラル・フェローを沢山集められ、学生にとっても刺激になるほかに、オーバーヘッドの資金が大学に入ってくることになって、大学の基盤整備を含め、大学を強くしてゆくのに大きく貢献するからである。

こういったことは直接間接に教員の採用方法、教員の給料の設定の仕方、学科長や学部長の選び方といったことに影響を与えてゆくだろう。ある1つの有力大学がこのような方法に踏み切れば、その他の大学もそうせざるをえなくなるから、思ったよりも早くそのような状況が日本の大学にも出現するかもしれない。それが長い眼で見て、日本という文化と伝統に特色のある国にとって良いことであるかどうかは分からないが、大学という市場が国際化し、種々の国境的な条件が低くなればなるほど、そうなってゆかざるをえない運命にあるように見える。企業の国際化の経緯とかなり類似してゆく可能性がある。

5. 社会との関係

大学の研究成果を社会に還元すべきであるという声は大きい。これには国民の税金で国立大学が賄われているからであるといった義務論、精神論といったニュ

アンスが大きい。しかし、これを最も積極的にやっている米国、あるいは最近盛んにやり始めた中国の代表的な大学などでは、そのような精神論ではなく全く経済的な立場から物を見ているということを知る必要がある。即ち研究成果を社会に還元することによって、個々の研究者や大学が大きな収入を得ようとしており、彼等のやっているこの種の活動の仕方、迫力は、義務としてやろうとしている我々のものとは全くちがうのである。産業界と直接結びつかない基礎的研究や人文・社会系の研究であっても、社会にアピールし広く認められることによって研究費がとりやすくなるし、メディアにも登場することになって、それが研究者や大学の収入増につながってゆく面もあって、精神論ではない側面を多分にもっている。

創立して10年～20年程度の非常に若い大学で世界的にも明確な地位を占めつつある韓国のポーハン科学技術大学や香港の香港科技大学などは、その背後に大きな寄附があったこともあるが、国際的に活躍している教員・研究者を高い給料で獲得し、努力をすれば収入が増えるという環境を積極的に採用することによって、国際的な評価を得ることになったという見方ができる。もっとも両大学とも科学技術に特化した大学だからこそ、目的が明確で、経済界や産業界の強力な支援が比較的容易に得られているということもできる。もしそのような大学を日本でも作ろうとするのであれば、下手な統合などを考えずに、小じんまりした単科大学で徹底してゆくという方向も大切であろう。

6. おわりに

大学という言葉によって古い世代の我々がイメージするのは、ヨーロッパの伝統的な大学であることが多いが、米国のハーバード大学だけでなく、ケンブリッ

ジ大学においても、大学当局は強烈な企業経営的意識をもって大学全体を運営して来ているという事実はあまり知られていない。「昔は大学は教会のまわりに作られたが、現在は産業界・経済界のまわりに作られるのだ」とロンドン大学・インペリアルカレッジの学長が断言しているが、大学のイメージはそのように変わって行きつつあることは事実であろう。

昔は学問が宗教や国王の周囲で作られ、それが社会に流れてゆくという、いわばトップダウン的な構造であったが、今日では社会の要求によって学問や研究開発をし、また人材育成をするという逆方向の流れの中にある。これは university for society ではなく、university in society の時代であると言われていることでもある。これを学問の墮落といえ言えるかもしれないが、現実はそのなのであって、我々古い世代の多くには、その現実を認めたくないという潜在意識があって、世界の現実を冷静に直視することをしていないのではないだろうか。

アメリカでは、大学においても研究者においても契約という考え方が徹底している。教員は、学生の教育と研究における自分の能力から、大学と給料の額を契約する。そして、それ以上の実績をあげた場合には、もっと高い給料を要求し、大学が応じてくれなければ、もっと良い条件の大学へ移るという割り切った考え方がある。学長自身も、契約的なセンスで自分の大学をどのように良くするかを理事会に説明し、それを実現すべく努力をする。そして、それ以上の実績が実現できたような優れた学長は、もっと良い大学にもっと良い給料で呼ばれて行くといった、職業としての学長職といった色彩が濃厚である。大学自体も国や社会に対して大学としての教育・研究義務をはたすといった考え方で活動していると見ることもできるだろう。

このような契約という、いわばドライな考え方は、全てを明解にし、軽快にし、活動的にする。そして失敗すれば失職し、潰れるというわけである。「学問の自由」はこのような厳しい契約という関係を裏にもっているのである。このような考え方をすれば、日本の高等教育と研究が世界一流となっているかどうかについての責任の多くは国が持つべきものということになるだろう。国立大学の場合、契約の主体、全体を動かしている責任者は国であり、結果の責任をとることになるのは当然だからである。ただ現在の日本は、我が国の文化や思想などをどの程度尊重し評価し、高等教育機関の発展に対する責任を自覚しているかははなはだ疑問である。したがって、このような契約の考え方をとるためには、もっと懐の深い社会に成長することが必要であろう。

筆者自身は以上に記述したような世界をかならずしも全面的に肯定する人間ではないし、また日本という国の現在と近い将来を考えても、簡単に肯定できるわけではない。しかし、少なくとも世界の有力な諸大学の活動ぶりを冷静にながめてみると、このような側面が色濃くあるということを否定することはできない。今日国立大学の法人化問題が難しい段階に来ているが、今後法人化の姿を詳しく画いてゆく上において、このような世界があり、見方があるということを、我々はどう受けとめるべきかをよく考えながら、直面している問題に対処してゆくことが必要ではないだろうか。

ジ大学においても、大学当局は強烈な企業経営的意識をもって大学全体を運営して来ているという事実はあまり知られていない。「昔は大学は教会のまわりに作られたが、現在は産業界・経済界のまわりに作られるのだ」とロンドン大学・インペリアルカレッジの学長が断言しているが、大学のイメージはそのように変わって行きつつあることは事実であろう。

昔は学問が宗教や国王の周囲で作られ、それが社会に流れてゆくという、いわばトップダウン的な構造であったが、今日では社会の要求によって学問や研究開発をし、また人材育成をするという逆方向の流れの中にある。これは university for society ではなく、university in society の時代であると言われていることでもある。これを学問の墮落といえ言えるかもしれないが、現実はそのなのであって、我々古い世代の多くには、その現実を認めたくないという潜在意識があって、世界の現実を冷静に直視することをしていないのではないだろうか。

アメリカでは、大学においても研究者においても契約という考え方が徹底している。教員は、学生の教育と研究における自分の能力から、大学と給料の額を契約する。そして、それ以上の実績をあげた場合には、もっと高い給料を要求し、大学が応じてくれなければ、もっと良い条件の大学へ移るという割り切った考え方がある。学長自身も、契約的なセンスで自分の大学をどのように良くするかを理事会に説明し、それを実現すべく努力をする。そして、それ以上の実績が実現できたような優れた学長は、もっと良い大学にもっと良い給料で呼ばれて行くといった、職業としての学長職といった色彩が濃厚である。大学自体も国や社会に対して大学としての教育・研究義務をはたすといった考え方で活動していると見ることもできるだろう。

このような契約という、いわばドライな考え方は、全てを明解にし、軽快にし、活動的にする。そして失敗すれば失職し、潰れるというわけである。「学問の自由」はこのような厳しい契約という関係を裏にもっているのである。このような考え方をするならば、日本の高等教育と研究が世界一流となっているかどうかについての責任の多くは国が持つべきものということになるだろう。国立大学の場合、契約の主体、全体を動かしている責任者は国であり、結果の責任をとることになるのは当然だからである。ただ現在の日本は、我が国の文化や思想などをどの程度尊重し評価し、高等教育機関の発展に対する責任を自覚しているかははなはだ疑問である。したがって、このような契約の考え方をとるためには、もっと懐の深い社会に成長することが必要であろう。

筆者自身は以上に記述したような世界をかならずしも全面的に肯定する人間ではないし、また日本という国の現在と近い将来を考えても、簡単に肯定できるわけではない。しかし、少なくとも世界の有力な諸大学の活動ぶりを冷静にながめてみると、このような側面が色濃くあるということを否定することはできない。今日国立大学の法人化問題が難しい段階に来ているが、今後法人化の姿を詳しく画いてゆく上において、このような世界があり、見方があるということを、我々はどう受けとめるべきかをよく考えながら、直面している問題に対処してゆくことが必要ではないだろうか。

諸会議議事要録

〔平成13年7月～9月〕

臨時理事会

日時 平成13年7月5日(木) 14:00～15:45

場所 学士会分館(本郷)6号室

出席者 長尾会長

石, 松尾各副会長

中村, 山田, 阿部, 北原, 磯野, 中嶋, 内藤, 林, 佐藤, 岸本, 野上, 吉川,

河野, 鮎川, 池田, 野村各理事

宮田第5常置委員会委員長

(オブザーバー) 小間篤東京大学副学長, 矢田俊文九州大学副学長

長尾会長主宰のもとに開会。
議事に先立ち客足数の確認とオブザーバー出席(東京大学・小間副学長, 九州大学・矢田副学長)を了承したのち, 会長から臨時理事会開催の趣旨を含めた挨拶があった。

〔議事〕

I. 協議

1. 今後の諸課題への対応について

(1) 会長から, 急激な情勢の変化に対応して理事会の中にワーキング・グループ(以下「WG」という)を置いて柔軟かつ機動的に対処したい旨の提案があり, 配付資料〔理事会「将来構想ワーキング・グループ」要項(案)〕の説明があった。

これについて概ね次のような意見交換が行われた。

○ WGで政策的見地から法人化問題についても検討する(案)となっているが, 設置特委では引続き「枠組」の詳細を詰めていくので

はないか。先の総会でもそれは了解されたことだと思っている。WGを設置するのは, その必要性が薄らいたとの判断があるのか。

- 設置特委の目的は, 理想的な設置形態を考えることと, 文部科学省・調査検討会議に国立大学の意見を反映させることだ。今回の“遠山プラン”にある国立大学の再編・統合問題は, 現在の設置特委の所掌範囲を越える問題である。文部科学省は, 遠山プランを具体化するため動き出しており, 言うべきことは急いで言う必要がある。そのためのWGである。
- WGをつくることは屋上屋とならないか, 先の総会でも意見があった「枠組」について, “遠山プラン”を勘案しつつ設置特委でさらに検討して国大協としての意見をまとめ, 臨時総会を開いて国大協としての明確な姿勢を明らかにすることが必要だ。
- WGは必要である。“遠山プラン”が出たことで情勢が急に変った。短期決戦的な様相を帯びてきて, 数ヶ月の間に事態が大きく変わると認識している。調査検討会議のまとめ

も夏以降出てくれば、法制化に向けて一気に進む心配もある。それに機動的に対応出来る戦略的なグループを作る必要がある。設置特委で扱うのも一つの方法とは思いますが、WGを中心に、かつそれを理事会が責任をもって受けとめていくのが良いと思う。

- “遠山プラン”に出してきた「国立大学の数の大幅削減」について黙っていると、個別に話ができるのではないかと。国立大学協会としてこれまで努力してこなかったわけではないが、高等教育のあり方を含めて意見を出していかないと国立大学全体が沈んでしまうと、危機感をもっている。“遠山プラン”は、従来の設置特委の議論からはみ出た部分があり、WGでは、そこを政策として議論していただきたい。
- 状況に機動的に対応していかなければならないということは分かるが、理事会の権限について会則では、「協会の運営に関する事項を処理する」とあるだけであり、特別委員会を飛ばして、理事会のWGを中心とする少数の人達が協会をリードするようなやり方はよいのか。
- 理事会の会則上の権限としては、「協会の意思決定は、総会の議によるが、緊急の必要があり総会を招集するいとまがない場合は理事会の議による」とあり、次の総会で承認を得ることを前提に協会の意思決定に関し総会に代わり得る権限が与えられている。その範囲を踏み出さないように、対応する案である。
- 「将来構想」のネーミングは適切か多少気になるが、状況に迅速に対応するために理事会が審議する事項の原案作り、問題整理の窓口としてWGを設けてやっていくことに賛成したい。

- “遠山プラン”はドラスチックである。これの受け止め方は各大学で温度差がある。先の総会でも十分議論も詰めも行われていない。理事会の責任でWGで対応を検討していくのは結構だが、問題点を詰めて、臨時に総会を開いて意見を聞くことも必要と思う。
- WGは具体的に何を検討し、いつ頃までに何をどうするのか「国大協」としての意見を表示してほしい。理事会の報告を文部科学省に申し入れるのではなく、総会を経て国大協としての対応をすべきである。
- 文部科学省は近く“遠山プラン”の具体化に向けた検討を行う作業チームを組織すると聞く。早急な対応が必要であり、総会を開いて相談している時間的余裕がないのではないかと。
- 文部科学省だけが相手ではない。経済財政諮問会議、総務省、経済産業省といった文部科学省を取り巻くプレッシャーが高まることにおいて緊急度を強く感じている。それに対抗するには小回りの利く戦略性に富んだ議論を活発にできる場をつくっておかないと対応しきれない。
- WGで何を検討し、どう動かしていくのか、試案はあるか。
- たとえば、“遠山プラン”に上がっている国立大学の再編・統合について、国大協としての基本的な考え方についての見解をまとめ、場合によれば、各地域の実情調査等も必要かもしれない。それから、文部科学省・調査検討会議が現時点でまとめた報告案(「中間報告のまとめの方向(案)」)は、たとえば、法人の運営組織について、A案、B案、C案の3案併記になっていたり、目標・評価については、大学評価委員会の役割、権限、構成につ

いての言及がないとか、人事制度では、公務員型か非公務員型かいずれもあり得る記述になっているなど、先送りされたり対案の提示に留まっているところがあり、そういう点に対しても意見を出していく必要がある。ただし、それは細かい制度設計にまで立ち入るといことではなく、最重点項目に絞ってまとめるのがよいと思っている。

- WGでの議論の論点はその都度理事会構成員に報告すると同時に全国立大学長にも送付すべきである。

以上のような意見交換があったのち、会長から「[将来構想ワーキング・グループ]要項(案)」に基づくWGの設置について諮られた結果、異議なく、これが承認された。

引き続き会長から、WGの構成員について、次のとおり提案があり、異議なく了承された。

座長	副会長	松尾	稔
委員	〃	石	弘光
〃	小樽商科大学長	山田	家正
〃	東京大学長	佐々木	毅
〃	静岡大学長	佐藤	博明
〃	島根大学長	吉川	通彦
〃	愛媛大学長	鮎川	恭三
〃	長崎大学長	池田	高良

- (2) 会長から、設置特委の継続等に関し次のように諮られ、了承された。

設置特委において、「報告書」に関わる問題について引続き検討していくこととしたい。委員長は、この4月以降会長が兼務していたが、今後は石副会長に委員長を、松尾副会長に副委員長をお願いしたい。

なお、設置特委の存続の態様及び同特委の今後の審議の進め方等に関し更に意見交換が行わ

れ、基本的には、設置特委を中心とした検討体制を当分の間存続させ、①文部科学省・調査検討会議の「中間報告の取りまとめの方向」(案)と、設置特委の「国立大学法人化の枠組」についてすり合わせ、内容上の違いについて精査する、②検討にあたって、WGとの仕切りはある程度必要だが、多少重複することがあっても止むを得ない、などが確認された。

これらの議論と関連して、先の総会での設置特委の「報告書」の取扱いをめぐって新聞報道が様々な言いまわしをしていて、実際にはどうだったのかを巡り大学の現場では混乱しているので、会長から文書によるコメントを流してほしいとの要望があり、会長からは検討したい旨の発言があった。

2. 要望書の提出について

宮田第5常置委員会委員長から、配付資料「国際的な学生交流計画の充実について(案)」に基づき説明があり、会長から、要望書(案)の提出について諮られた結果、異議なく、これが了承された。

II. 報 告

1. 尾身科学技術政策担当大臣との懇談について

会長から、去る6月20日、午後4時から5時半までの間、会長、両副会長及び阿部東北大学長の4人が尾身科学技術政策担当大臣と懇談した旨述べられ、その内容について、概ね次のような報告があった。

尾身大臣からは、国立大学の施設・設備を公共事業費の枠の中で扱う方向を考えていること、法人化後の教職員の身分は非公務員型が望ましいと思っていること、“遠山プラン”のトッ

ブ30構想には統制的な感覚が入っていて賛成できないこと、大学のもつ知的財産をできるだけ産業界にトランスファーする努力をすべきであり、企業のトップと学長方と懇談の場を積極的につくりたいことなどの話があった。

国大協の側からは、法人化問題について国大協として時間を掛けてよく議論したことなどを話し、設置特委の「報告書」の要点を説明した。

以上をもって本日の議事を終了した。

臨時理事会

日 時 平成13年9月27日(木) 14:00~16:00
場 所 東京ガーデンパレス(お茶の水)「羽衣の間」
出席者 長尾会長
石、松尾各副会長
中村、山田、阿部、北原、磯野、佐々木、池端、内藤、林、野上、吉川、河野、鮎川、杉岡、池田、野村各理事
隆島第4常置、宮田第5常置、鈴木第6常置各委員会委員長
(オブザーバー)宮西正宣大阪大学副学長

長尾会長主宰のもとに開会。

議事に先立ち、定足数を確認し、学長交代に伴い新たに就任した池端雪浦理事の紹介とオブザーバー出席(大阪大学・宮西正宣副学長)を了承したのち、会長から、本日は臨時総会の開催についてもお諮りしたいと、臨時理事会開催の趣旨を含めた挨拶があった。

〔議 事〕

1. 臨時総会の開催について

会長から、国立大学を取り巻く諸情勢が急激に変化する中で、この際、理事会のメンバーからもその要請がある臨時総会を開催し、国大協の現時点における基本姿勢の確認と、文部科学省・調査検討会議の「中間報告」に対する国大協としての意見の提出について協議することにしたい旨が諮られ、異議なく了承された。なお、この開催日を10月29日(月)13:30~15:30とすることとした。

2. 会長談話について

会長から、本日、文部科学省(以下「文科省」という)が「中間報告」を公表するのを機会に、国大協としての立場を明らかにする会長声明か談話を発表したいとしてその大筋の紹介があり、具体的内容は両副会長と相談して決め、早急に発表したいとの提案について、特に異議なく、了承された。

3. 文部科学省調査検討会議の「中間報告」への対応について

会長から、調査検討会議の「中間報告」に対しては、理事会将来構想ワーキング・グループ(以下「理事会WG」という)で意見の集約を進めている一方、設置形態検討特別委員会(以下「設置特委」という)も別な立場から意見をまとめることとしており、この意見のまとめ方や今後の取り扱い方などについてご協議いただきたい旨述べられ、理事会WG松尾座長と設置特委石委員長から概ね次のような報告があった。

(1) 理事会WGとしての対応について

松尾座長から、調査検討会議の「中間報告」に対する理事会WGとしての意見を中間的報告として「資料2」のとおり整理した。必要があれば設置特委と調整を図りたいが、文科省への意見の提出期限は10月いっぱいであり、それに間に合うように取り進めたいと述べられた後、「資料2」の各項目について担当各理事から若干の説明があった。なお、同資料について意見があれば寄せていただきたいと付言があった。

(2) 設置特委としての対応について

石委員長から、文科省の調査検討会議の各委員会には設置特委から委員が加わっており、今回の「中間報告」のファイナルバージョンに至るまでにそれらの委員を通して設置特委の意見が相当程度反映されていると思う。しかし、容れられていない意見もあり、設置特委としての対応について9月19日開催の委員会において協議した結果、専門委員会議で「中間報告」に対する意見のまとめを行い、それを設置特委においてパブリック・コメントとして整理することとしたとの説明と、国大協として最終的に意見提出をどう扱うかにもよるが、必要があればWGと設置特委との調整は両副会長で行いたい旨が述べられた。

なお、各大学が学内で法人化に関して具体的な制度設計を検討するについてのマニュアルあるいは指針づくりのための専門家のグループによる自主研究が別途始まっている旨紹介があった。

(3) 会長から、「中間報告」に対する意見は、理事会WGと設置特委がそれぞれの立場からまとめられるが、国大協としてのまとめについては、松尾座長と石委員長で調整いただき、臨時総会までに再度の理事会開催も難しいことから、書

面で各理事に審議をお願いし、成案となったものについて臨時総会に諮ることにさせていたきたい。臨時総会では個別事項についてご意見はあるかもしれないが、文科省への意見提出の期限が10月いっぱいとの制約もあり、理事会の責任でまとめた意見について総会で了承を得て文科省へ提出する方向で臨みたいと諮られ、異議なく了承された。

(4) 会長から、文科省は約1ヶ月のパブリック・コメントの後、調査検討会議を再開し、本年度中に「最終報告」としたいということであるが、国大協としては「中間報告」への意見提出後も、引き続きこの問題に積極的に関わる必要があると述べられ、設置特委に協力要請があった。

4. 将来構想WGがまとめた「国立大学の再編・統合等」の取り扱いについて

松尾WG座長から、「遠山プラン」が唐突だったこともあり、「再編・統合等」に関して大学の現場に混乱が生じている事態があり、各大学においてこの問題を検討する際の参考資料を提供することを目的にWGとして「資料3」を作成し、未定稿と断って既に各大学に送付していると述べられ、内容の説明があった。

会長から、同資料については、前文の文章表現等について見直してもらい、理事会WGにおいて確定し、今後国大協理事会として公表し、各大学や文科省に送付するなど活用していきたい旨が諮られ、了承された。

なお、関係大学において重大な関心事の教員養成系大学・学部の再編・統合についてのWGでの議論はどうかとの質問があり、松尾座長から、問題の認識は持っており議論もしたが、文科省の「あり方懇談会」における結論がまだ出

ていない段階で書き込みにくい面があった旨答えがあった。

5. 国大協ホームページの開設に伴う事務処理について

会長から、懸案だった国大協ホームページが9月17日から開設し運用を開始しているが、これに関連して必要な事務処理について、一括して説明し審議いただきたいと述べられた後、事務局長から、「ホームページ運用要項」の一部改正(資料4)、国大協における会議録作成基準の制定(案)(資料5)、及び「会報」発行の終了について(資料6)について説明があった。

以上についていずれも異議なく、了承された。なお、「会報」の件は、次回通常総会に報告する

こととなった。

6. その他

(1) 国立大学教官有志(92名連名)から国大協会則第28条を根拠に提出があった「公開質問書」について協議した結果、「資料8」のとおり回答することが了承された。

(2) 報告事項等

会長から、次の資料等の紹介があった。

* 「大学改革連絡会(第2回)」(平成13年9月21日文部科学省)

* リーフレット「国立大学協会概要 平成13年度 知の列島 国立大学」

以上をもって本日の議事を終了した。

第2常置委員会

日時 平成13年9月28日(金) 10:30~12:00

場所 学士会分館(本郷)6号室

出席者 杉岡委員長

小柳, 厚谷, 吉田, 赤岩, 板垣, 森本, 寺尾, 中洩, 守屋, 吉川, 野村各委員

長谷部, 荒井, 前田各専門委員

(文部科学省)大木大学入試室長

(大学入試センター)丸山理事長, 濱事業部長

(説明者)東京大学及川入試課長

杉岡委員長主宰のもとに開会。

〔議事〕

1. 大学入試センターからの報告

○ 丸山理事長から、①平成16年度からセンター試験の試験日程(時間割)を変更することとした。これによって予て国大協から要望されていた「物理」と「生物」の組合せ受験が可能になる。②平成15年度から新高校教育課程が実施されることに伴う平成18年度以降のセンター試験の出題教科・科目についてセンター内部で検討中であり、今年度中に「中間報告」をまとめる予定であるが、必修科目の「情報」の扱い等が論点としてある。③これまでセンター試験利用大学の増加に応じて試験会場を増設してきたが、今後は抑制の方向としたい旨説明があった。

以上の説明について、文系学部等から要望がある「地理」と「歴史」の組合せ受験の今後の可能性について質問があったのに対し、丸山理事長から、それは「情報」の扱いにも関わる問題であり、第2常置委員会としても十分検討いただきたいとの発言があった。

2. 平成14年度国立大学追加合格者決定業務に係る入学手続状況に関する情報交換事務取扱要領(案)について

○ 原案作成に関わった東京大学及川入試課長から、暦による日付及び曜日の変更の他は前年度と変更はない旨説明があり、審議の結果、原案を了承し、これを各大学長宛送付することとした。

3. 国立大学の入学者選抜についての平成15年度実施要領, 実施細目(案)について

○ 委員長から、去る6月総会において了承された平成15年度国立大学入学者選抜における基本方針に基づきこれの実施要領, 実施細目の原案を作成し各大学に照会したが、特に意見はなかったため、原案どおり来る理事会及び総会に提出したいと諮られ、了承された。

4. 入試情報開示について

○ 文部科学省大学入試室が各国公私立大学宛行った「入試情報の提供に関するアンケート調査」の集計結果(概要; 国立大学)について、大木室長から資料に基づき説明があった後、若干質疑が交わされた。なお、今後補充調査を行った上最終的に取りまとめることとしており、

資料は暫定であることをご了解いただきたい旨付言があった。

5. 大学入試センター試験「5教科7科目」の実施について

○ 委員長から、前回委員会に報告後行った補足調査を加えてまとめたアンケート調査の集計結果について、「資料3」にもとづく説明と、8月24日付で各大学長宛にアンケート調査結果を送付したこと、同日、委員長と荒井専門委員が記者会見したことの報告があった後、今後の対応をめぐる意見交換が行われた。

意見交換では、・2004年度実施するかどうかは最終的には各大学の判断に委ねられることではないか、・2005年度以降の繰り下げ実施を求める高校側の声は軽視できないのではないか、・芸術系・体育系等の例外はあっても、基本的

に全大学が一斉に実施することが望ましい、・各大学・学部が試験科目を増やす場合などは実施2年前までに予告することになっており、その点からいけば2003年度からでも実施は可能であるが、慎重を期して「実施可能な大学・学部は2004年度から実施する」こととした経緯であり、既定の方針を崩す必要はない、・次回11月総会において、これまでの経過等を報告・説明し2004年度実施を再確認することも必要ではないか、等の意見があった。

6. 次期委員長について

委員長が来る11月6日付学長任期満了により委員長を退任することに伴う次期委員長の選出について協議した結果、北海道大学中村学長を次期委員長に選出した。

以上をもって本日の議事を終了した。

第5 常置委員会

日 時 平成13年9月10日（月） 15：00～17：00

場 所 国立大学協会会議室

出席者 宮田委員長

池端、澄川（代理：上参郷東京芸術大学副学長）、後藤、宮本、松浦、野上、河野、吉田（将）各委員

大野専門委員

（JANUSSEP 小委員会）二宮委員

（文部科学省）坪井留学生課長、小椋課長補佐、高野係長

（陪席者）小須田東京農工大学留学生課長

宮田委員長主宰のもとに開会。

〔議 事〕

1. 専門委員の委嘱について

○ 委員長から、大野弘幸東京農工大学教授に第5常置委員会専門委員を委嘱したい旨諮られ、了承された。

2. UMAP 日本国内委員会の委員推薦及び拠出金増額の要請について

(1) 日本国内委員会の委員選出について

○ 委員選出に先立ち、委員長からの要請により、UMAP 日本国内委員会主幹でもある、二宮JANUSSEP 小委員会委員から、UMAP に関して、次のような説明があった。

・UMAP（アジア太平洋大学交流機構）は学生・教員の交流を推進することなどを目的に組織され、単位互換方式の研究開発やカリキュラム開発等により、より質の高い学生交流を進めるために諸活動を実施して10年になる。UMAPはアジア太平洋地域の29カ国の参加を目標にスタートしたが、現在、会費を支払っている正会員国は、日本・韓国・台湾・香港・マカオ・タイ・オーストラリア・ニュージーランド・アメリカ・カナダ・サモアなど十数カ国である。

・またUMAPでは、各参加国はそれぞれ自国内に国内委員会を設置する規定があり、UMAP日本国内委員会はその規定に基づいて設置されたものである。UMAP日本国内委員会の委員は、国公立大学団体・日本国際教育協会・文部科学省留学生課等から推薦された委員で構成され、国立大学協会からは3名の委員が参加することになっている。なお、任期は2年間である。

- 以上のような説明があった後、委員長から、中嶋前東京外国語大学長及び内藤東京工業大学長の後任委員について諮られ、協議の結果、次の学長を後任委員として推薦することとなった他、吉田弘前大学長には学長任期(H. 13. 1. 31)満了まで日本国内委員会委員を務めていただくことにし、後任として池端東京外国語大学長を選出した。

【新委員】

宮田 清蔵
(東京農工大学長)

野上 智行
(神戸大学長)

【前委員】

中嶋 嶺雄
(前東京外国語大学長)

内藤 喜之
(東京工業大学長)

(2) 日本国内委員会の拠出金増額の要請について

- 二宮委員から、配付資料「UMAP日本国内委員会の分担金増額要請の経緯と必要について」「平成13年度第3回UMAP日本国内委員会会議事録(付：2000年度決算，2001年度予算，活動計画案)」に基づき、概ね次のような拠出金増額の背景説明があった。

- UMAP国内委員会は、国公立大学の3団体の拠出金と前年度繰越金等で運営されている。しかし、会議（国内・海外）出席旅費の増、国際事務局維持の経費補助、新たにUMAP国際事務局の設置国に対して会費支出が課せられたことがあり、現在の拠出金収入のみでは賸いきれず、繰越金を年々取り崩して運営しているのが現状である。本年度凌げると思うが、来年度以降は非常に厳しい予算状況となり、昨年11月9日開催のUMAP日本国内委員会で協議した結果、平成14年度以降は各大学団体からの拠出金の増額をお願いすることとなった。

- このことに関連して、国大協事務局長から、協会としての受け止め方、検討状況等の説明があった。

- UMAPの活動に関し、文部科学省坪井留学生課長から、国としてもさまざまな形での対応を行っていること等の説明があった。

- 意見交換に移り、UMAPは国立大学協会が中心に進めてきた経緯、公立大学協会、日本私立大学団体連合会の受け止め方、大学での適用に困難性のあるUCTS(UMAP単位互換方式)を5年計画でモニターリングし、より使い易い方式に改良するための研究を行い、UMAP短期留学制度を充実させていく方向であること、等の意見が述べられた。

- これらの審議を踏まえ、委員長から、抛出金額の要請については、第5常置委員会としては理解しその実現に努力するとの提案があり、今後、UMAP利用上の不具合を直した上、よりメリットある方式を開発していくこと、増額要請の金額に関しては各団体における諸般の事情を考慮することを条件に前向きに対応することが了承された。

3. 要望書の提出について

- 委員長から、第108回総会の際に、第5常置委員会から提案した要望書提出の件については松浦委員の協力を得て原案を作成し、去る7月5日開催の臨時理事会に付議した結果、関係方面への提出の了承が得られた旨の報告があった。なお、要望書の提出先としては自由民主党の文部科学関係の議員、文部科学大臣等を、また提出時期としては10月を考えている旨の報告もあった。

4. 報告事項について

- (1) 「日本ードイツにおける大学間交流協定等に基づく短期留学生の受入れについて」の報告
- 委員長から、ドイツ大学総長会議からのドイツ学生受入れ増の要請を受け、文部科学省留学生課に要望した結果、10名の留学生受入れ枠の提供があった。これについて、時間的な制約もあることから、ドイツの大学の内、特に東地区ドイツの大学と学生交流協定を締結している10大学に対して、今年10月からの短期留学生受入れを依頼した。その結果、10大学のうち7大学（東北・東京・千葉・名古屋

屋・豊橋技科・京都・大阪大学）で受入れが決定した。また、10名枠の積極的な活用を図りたく、辞退した3大学分についても内藤前委員長と相談し、ドイツ側にも連絡し、日本での受入れ可能大学に対して依頼した結果、静岡・九州・熊本の3大学が受入れることとなった旨の報告があった。

- 以上のような報告があった後、来年度以降の、ドイツからの短期留学生の受入れ継続の要望が文部科学省に要請され、留学生課長より継続して措置したい旨の回答があった他、受入れ大学の選考方法等に関して活発な意見交換が行われた。

(2) 放送大学での「日本語・日本事情」科目開講について

- 委員長から、第105回総会（平成11年6月16日）開催時の第5常置委員会において、放送大学に「日本語・日本事情」の科目開講の要望書の提出が決議され、同年12月10日、内藤委員長から吉川放送大学長に手交された要望書について、その後、放送大学事務局に照会した結果、放送大学は来年度開講の予定で準備を進めている旨の報告があった。

(3) 「第1回国公立大学団体国際交流担当委員長協議会」について

- 委員長から、6月28日に開催された同協議会の協議内容に関して、配付資料「第1回国公立大学団体国際交流担当委員長協議会（議事要旨）」「同設置要綱」「Higher Education Forum in Japan」「日仏共同博士課程」に基づき報告があった。

以上をもって本日の議事を終了した。

第8 常置委員会

日 時 平成13年 8月 9日 (木) 13:30~15:50

場 所 国立大学協会会議室

出席者 佐々木委員長

田頭(代理:佐藤副学長), 金子, 大澤, 椎貝, 吉田, 佐藤, 藤本, 赤木, 大久保, 河野, 田邊, 内田, 杉森, 田中, 天野各委員

岡田, 池田各専門委員

(オブザーバー) 松尾前委員長, 堀田国立遺伝学研究所長

議事に先立ち委員長から, 議題にもよるが, 大学評価・学位授与機構(以下「機構」という。)及び文部科学省担当官を, 次回以降もオブザーバーとして出席願うこと, 委員会を事務的に補助するために, 今回から東京大学事務局事務官2名が陪席することについて諮られ, いずれも了承された。

〔議 事〕

1. 諸報告等

(1) 法人化をめぐる情勢について

松尾前委員長から, 理事会の中に「将来構想ワーキング・グループ」(以下「将来構想WG」という。)が設置され, 現在緊急の課題として大学の合併・統合問題, 及び文部科学省国立大学等の独立行政法人化に関する調査検討会議(以下「調査検討会議」という)が取りまとめ中の「中間まとめ(案)」に対する対応を主に検討を行っている, 概ね次のような報告が行われた。

①大学の合併・統合問題について

将来構想WGでは, 合併・統合について, 前提, 満たされるべき要件, 回避すべき事項など理念的問題について検討をしているが, 各大学から合併・統合問題の情報を求める声が強いので, 取り敢えず, 途中経過を盆休み明けに参考資料として各大学に送ることになっている。

なお, 法人化が, 文部科学省が言っているよ

うに平成16年とすれば, 平成15年1月の通常国会に法案を提出する必要がある。合併・統合のための当事者間の調整には1年位はかかるので, これを平成15年度概算に提出するためには, 本年度内に各大学がこの決定を行う必要がある。

②「中間報告案」について

調査検討会議・連絡調整委員会が本日の午前中に開催され, 次回9月6日に開催される委員会で一連の検討を終了し, その後「中間報告」を公表し, パブリックコメントを求めて12月には最終報告とする方向である。しかし, 現時点での「中間まとめ(案)」には, 例えば, 大学評価委員会を設置することを提言しているが, その具体的任務等については触れられていないなど, まだ十分詰められていないところがある。

これらの動きを見つつ, 将来構想WGとしては, 項目を絞り委員が分担して「中間報告案」に対する意見を取りまとめるべく, 委員が分担して検討している。

(2) 調査検討会議中間報告に対する意見表明について

佐々木委員長から, 前回の議論に基づき本委員会の意見を「資料1」の通り取りまとめ, 松尾目標評価委員会主査に提出した旨報告が行われた。

(3) 前期委員会からの引継事項について

松尾前委員長から、「資料2」に基づいて以下の引き継ぎ事項が説明された。

- ①法人格の取得の可能性も視野に入れて大学評価の在り方の検討を行う。
- ②大学評価・学位授与機構との間には建設的かつ緊張した関係を維持する。
- ③文部科学省に対しては、意思疎通を図っていく。
- ④法人化を視野に入れて提言する事項の検討を行う。
- ⑤各大学に対して、ホームページ、シンポジウム等により情報発信を行う。
- ⑥学長委員の改選が6月に行われたことに伴い、教官委員の改選を11月に行う。

2. 審議事項

(1) 今期委員会の活動方針について

佐々木委員長から、「資料2」の内容を引き継ぎつつ、次の4点の事項について検討を行っていきたい旨提案された。

- ①国立大学にとって真に効果的な評価の在り方の提言。
- ②機構が透明で進化するシステムでなければならないという理念に立って、それに必要な協力を行うとともに、評価活動に関する問題点の洗い出し。
- ③各大学において効率的、効果的に自己評価を推進し、また機構による評価に対応するために各大学における大学評価の経験を交流するフォーラムとしての本委員会の役割。
- ④評価に関する政府部内での検討への必要な提言。

以上を通じて機構との関係、評価活動の在り

方についての具体的な情報交換及び知識集積を進める中心的な場としてこの委員会が活躍したい。

このことについて、次のような意見交換が行われた。

- 機構は国立大学の評価を任務としているが、独立法人化後も機構との関係は、今のまま続くのか。
- 調査検討会議の中間報告にはっきり提言されていないが、法人格を持った後も、機構との関係が続くものと考えている。また、現時点でも、全ての国立大学の評価をどのようにこなすかが問題となっており、機構がこれ以上手を広げることは考えられない。
- 委員長の提案は、①は、評価全体に対する効果的な評価、②は、機構対応、③は、各大学の自己評価、④は、法人化問題について本委員会で検討していくと考えてよいか。
- 概ねそのように解釈していただいてよい。今後、新たに論点が出てくれば、その都度、追加していくことではどうか。
- (2) 法人化と大学評価のあり方について
このことについて、概ね次のような意見交換が行われた。
- 機構の評価結果を尊重するとされているが、例えば、講座費が競争的資金に組み入れられることになれば、研究活動を維持する最低の保障が脅かされかねない。評価結果と資源配分の関係について国大協として意見表明をした方がよいのではないか。
- 運営費交付金の算定基準をはっきりさせた方がよい旨の意見が本日の連絡調整委員会を出ていた。いずれ評価が資源配分に繋がってくるならば、どういう制度設計であるべきか議論する必要があると思う。

なお、中間報告(案)の34頁に「運営費交付金の算定方法(標準運営交付金)に評価結果を適切に反映させる。」としているが、財務会計制度委員会からの意見書の中で「評価結果を標準的な運営費交付金に反映するのは非常に危ない」と指摘している。連絡調整委員会では「適切」の範囲について議論をしていないので、今後きちんと詰めていく必要があると思う。

- 今までの積算方式は変わってきている。積上げ方式が成り立たなくなってきており、前年度ペースを採用するか判っていない。
 - 運営費交付金の算定に使用される評価は、何処が行った評価を採用するか判らない。
 - 国大協の中に、資源配分について議論する場を設ける必要があるのではないか。例えば財務会計を扱う第6常置委員会と本委員会が合同で議論することも考えられるのでは。
 - 当初、本委員会は、中期計画の達成と機構の評価とが結びつくと考えて機構の評価の問題を検討してきたが、研究・教育水準評価を予算に結び付けるという大学構造改革(案)が出され、その際の評価については文部科学省独自の評価方法で行うなど、評価の在り方が変わりそうだ。今後は、本委員会としても考えを改める必要があるかもしれない。
 - 評価が、JABEE, ロースクール評価機構, 大学基準協会等による多次元的な状況になっている今日、評価を誰がどのような評価軸で行うのが非常に重要な問題であり、国大協としてどのように対応するか検討する必要があると思う。
- (3) 大学評価・学位授与機構への対応について
このことについて、次のような発言があった。
- 機構の議事録をHPで公開して欲しいとい

うことを引き続き要望したい。

- 機構の実施するヒアリングの内容について事前に聞きたい。

以上の意見交換の後、佐々木委員長から、資源に関わる問題は本委員会の専権事項とは言いにくいので、委員長として、将来構想WGあるいは理事会において今後の検討体制を明確にするよう要請する。本日はこうした問題が出てきているという認識を共有し、今後さらに検討することとしたい旨、提案され了承された。

(4) シンポジウムの開催について

委員長から、第2回大学評価シンポジウムを開催したい旨提案し、金子委員から、「資料3」に基づいて「シンポジウム開催要項」(案)(11月6日に開催する、全体会議のほか分科会をもつ、各大学の参加者は6名以内とすることなど)、及びシンポジウムに先立ち行う「大学評価に関するアンケート」(案)について説明があった。いずれも異議なく了承され、修正意見があれば各委員から8月27日までに寄せていただき、9月上旬には、開催通知及びアンケート調査票を各大学宛送付することとした。なお、シンポジウム準備における企画等は東大に一任することが併せて了承された。

(5) その他

- ①その他、次のような意見交換が行われた。
- 大学構造改革(案)を受けて、臨時の国大協総会を開催することはあるのか。
- 将来構想WGにおいて同様の意見が出され、会長に一任している。9月末に臨時の理事会が開催されることは予想される。
- 9月6日の連絡調整委員会で、「中間報告案」がまとめられるとのことであるが、その前に国大協としての意見を出す必要があるのではないか。

- 国大協の意見は、一般からよせられるパブリックコメントの一部として取り扱われるのか。
- 国大協の意見は、優先されると認識している。
- 「まとめ」の最終版は12月末に出されるので、それまでに国大協の意見を効果的に出すことが重要である。
- 大学の合併・統合に対して国大協はどのように考えているのか。
- 将来構想WGは、検討が先行している大学に対して行ったアンケート結果をも踏まえ、

合併・統合を検討するにあたっての前提、合併・統合の意義等について検討し、見解を取りまとめつつある。

- 合併・統合において、合理性から当然、人事、予算の縮小が考えられるが、人事については、特色を付けることによる振替などの工夫が考えられる。

②次回開催

次回委員会開催について、佐々木委員長から、9月26日（水）に行いたい旨提案され、了承された。

以上をもって本日の議事を終了した。

第8 常置委員会

日時 平成13年9月26日（水） 13：30～14：50

場所 国立大学協会会議室

出席者 佐々木委員長

田頭(代理；佐藤副学長)、金子、椎貝、赤木(代理；細谷副学長)、大久保、田邊、内田、杉森、天野各委員

岡田、池田各専門委員

(陪席者) 文部科学省；湖上大学評価専門官

大学評価・学位授与機構；山本事業部長、神田評価第1課長

○ 議事に先立ち委員長から、代理出席者と陪席者の紹介があった後、次のような報告等があった。

①このほど国大協としてHPを開設し本委員会の議事録等も含め各種資料等の情報を発信していくこととなった。②この10月末に2年の任期を終了する教員委員（3名）の次期委員候補を推薦することになっているが、学長委員と教員委員は同一常置委員会に所属しないとの規定により金子委員には専門委員に移っていただく、今年度定年退官予定の藤本委員には交代いただく、また内田委員は再任といたしたい。③専門委員として新たに東京大学小島企画調整官を加えることといたしたい。④明日開催の臨

時理事会に将来構想WGからこれまでの検討経過報告があり、10月中に「中間報告」に対する国大協としての意見をまとめる予定と聞く。

⑤去る9月20日、委員長が大学評価・学位授与機構木村機構長と面談し3点にわたる申入れ（機構としてメタ評価の方法・時期等の方針を示されたいこと、調査の実施に際してはその位置付け・目的を明確にし、結果を速やかに公開されたいこと、相互の意見交換が必要であり、国大協が行うシンポジウムやアンケート結果を機構内部で十分活用されたいこと）を行い、機構長から前向きな回答をいただいた。

〔議 事〕

1. 第2回大学評価シンポジウムの実施について

○ 金子委員から、資料に基づき第2回大学評価シンポジウムの準備の進捗状況及び事前アンケートの回答状況と、今後の準備作業の予定等について報告・説明があったほか、シンポジウム当日の役割分担について出席委員への協力要請があった。

2. 機構の評価結果通知（平成14年1月）への対処について

○ 委員長から、機構の評価結果（平成12年度着手大学評価）については、平成14年1月に各大学に通知され、その後各大学からその異議申し立てを受け、3月に確定・公表される予定であるが、その過程で委員会として対応すべきことはないか伺いたいと述べられた後、意見交換が行われた。

意見交換では、・各大学の評価結果についての意見をまとめ、機構へフィードバックするメタ評価が必要、・評価結果から各大学共通の問題が浮上すれば委員会のテーマになり得る、・評価結果を公表するまでのプロセスの具体的な手順と手続きを明確にされたい、・評価チーム間で評価尺度が違わないよう評価チーム間の調整も必要、・評価者の大学教員としてのモビリティは公平な評価を行う上で重要な観点、・個別大学からの異議申し立ては大学によって観点が違う場合があり得るが委員会としてどう考えるか、・評価の標準化（公平性）の確保と評価

者の育成が重要、・評価者の選考は特定の大学に偏ってはならない等の意見があった。

○ 委員長から、この問題の検討を具体的にどう進めていくかについて次回までにお考えいただきたい。また、機構から、評価結果の公表までの手続き等について追加説明願うこととしたとの整理があった。

3. 大学に対する評価の動向について

○ 委員長から、評価に関連して「中間報告」等についてご意見があれば伺いたいと述べられ、これについて、・国大協全体で「遠山プラン」や「中間報告」について議論する臨時総会を早急に開催すべき、・「国立大学評価委員会」は、機構の行う評価を尊重するとされているが、運営費交付金のあり方なども含め資源配分と評価の関係で本委員会の今後の検討課題にならう、・機構の評価と大学評価委員会の評価をどういう形でリンクさせるかが問題、・本委員会の今後の議論は法人化後を念頭において「トップ30」構想も含めて議論していく必要がある等の意見があった。

4. その他

- (1) 池田専門委員から、競争的研究資金配分に関する論考「日本の高等教育改革における実績指標の利用に関して」が参考資料として提供があった。
- (2) 次回の委員会開催を11月13日（火）17：00～19：00とすることを決めた。

以上をもって本日の議事を終了した。

(第14回) 設置形態検討特別委員会

日 時 平成13年9月19日(月) 16:00~17:55

場 所 学士会分館(本郷)6号室

出席者 石委員長

松尾副委員長

海妻, 阿部, 北原, 磯野, 鈴木, 宮田, 隆島, 杉岡, 田中各委員

馬渡, 小早川, 森田, 若杉, 奥野, 丸山, 西川, 浦部各専門委員

石委員長主宰のもとに開会。

議事に先立ち委員長から、去る7月5日開催の臨時理事会において前回総会以後の急激な情勢変化に柔軟かつ機動的に対処するため、理事会に「将来構想ワーキング・グループ」が設置されたが、本特別委員会も当分の間存続させることとなり、委員長に小職が、また副委員長に松尾副会長が指名された旨の報告があった後、第5常置委員会及び第8常置委員会の委員長交代に伴って新たに委員に就任された、宮田清蔵・東京農工大学長及び佐々木 毅・東京大学長(本日欠席)の紹介があった。

〔議 事〕

1. 「新しい『国立大学法人』像について」

(中間報告案)について

(1) 初めに委員長から、「中間報告案」が提出されるまでの文部科学省、国大協における検討の経緯と前回特別委員会(H.13.5.21)以降、本委員会としては、「専門委員会連絡会議」に依頼し、文部科学省が発表した「『中間報告のとりまとめの方向(案)』」についての意見を取りまとめていただき、調査検討会議に提出したことなどの報告があった。

なお、本日配付の「中間報告案」は未定稿であり、今後、一部修正が加えられ「中間報告」として9月27日に公表され、パブリックコメントに付し、再度の連絡調整会議を中心

に調整の上、今年度中に「最終報告」としてまとめられる予定であることなどの紹介もあった。

(2) 「中間報告案」に関して、9名の委員から意見の提出があったことなどの紹介があった後、自由な意見交換が行われた。

委員からは、経営・教学の一致問題、教員身分と教特法、アカデミック・フリーダムの精神の盛り込み、施設設備の現物出資、運営組織A~C案併記と絞り込み、未確定の事項(A~C案、教職員の身分、学長の選出方法)に対する文部科学省の見方、国大協としての意見表明のやり方などに関する発言、意見交換があった。

(3) これらの意見交換を受け、委員長から、「中間報告」は国立大学に片寄りすぎる等の批判が、パブリックコメントを含めて、政治家・公私立大学関係者・他省庁関係者から出る可能性があり、今後は指摘があったように、重要な論点に絞り、国大協としての意見をしっかりと表明することが必要であるとのまとめがあった。

2. 今後の対応について

(1) 委員長から、当面の「中間報告」に対する本委員会としての意見の取りまとめ方が諮られたが、国大協としての意見の取りまとめ方もあり、初めに理事会「将来構想ワーキング・

グループ」の座長，松尾副会長から，ワーキング・グループにおける国大協理事会としてこの問題への意見の取りまとめ状況の説明があった。

(2) これを受けて協議の結果，設置形態検討特別委員会としては，次のように対応することとなった。

- ① 「中間報告」に対してはパブリックコメントとしても対応するため，専門的な立場からの意見集約を行う。
- ② 早急に対応する必要がある，意見の原案作成作業は，設置形態検討特別委員会の専門委員各位にお願いする。
- ③ 設置形態検討特別委員会はその原案を審議し，必要があれば「将来構想ワーキング・グループ」との調整を行い，意見案をまとめる。

(3) 国大協としての対応について，次のように確認された。

- ① 設置形態検討特別委員会，理事会「将来構想ワーキング・グループ」がまとめた意見案を，どのような形で一本化し，文部科学省に提示するか（設置特委の名前で意見案とするか，理事会名か，国大協としてか）は，9月27日の臨時理事会で協議する。仮に，国大協として意見表明をするなら，締切りが10月下旬とすれば，臨時総会の議を経る必要がある。
- ② 国大協としての正式な見解を表明するとなれば，長尾会長が「長尾見解」のようなものも準備されるようなことも聞き及ぶので，会長との調整も必要である。

以上をもって本日の議事を終了した。

諸 会 合

平成13年7月～9月

- 7月5日(木) 14:00 臨時理事会
- 11日(水) 10:30 第1常置委員会拡大小委員会
- 12日(木) 14:00 将来構想ワーキング・グループ
- 21日(土) 15:00 設置形態検討特別委員会「専門委員会連絡会議」
- 22日(日) 9:00 設置形態検討特別委員会「専門委員会連絡会議」
- 25日(水) 14:00 将来構想ワーキング・グループ
- 30日(月) 13:00 教員養成特別委員会作業委員会
- 31日(火) 13:30 第4常置委員会・第7常置委員会(助手問題)合同作業委員会
- 8月8日(水) 14:00 将来構想ワーキング・グループ
- 9日(木) 13:30 第8常置委員会
- 10日(金) 9:30 第2常置委員会入試改革に関する検討小委員会
- 30日(木) 14:00 将来構想ワーキング・グループ
- 9月10日(月) 10:30 第1常置委員会拡大小委員会
- 15:00 第5常置委員会
- 12日(水) 14:00 将来構想ワーキング・グループ
- 19日(水) 16:00 設置形態検討特別委員会
- 26日(水) 13:30 第8常置委員会
- 27日(木) 14:00 臨時理事会
- 28日(金) 10:30 第2常置委員会
- 30日(日) 13:00 設置形態検討特別委員会専門委員会議

要 望 書

国立大学教官等の待遇改善に関する要望書

平成13年8月29日
国立大学協会会長
長尾 真

国立大学教官等の給与等の待遇改善については、人事院をはじめ関係機関の特段の配慮を得て改善がなされてきたところであり、関係各位のご努力に深く感謝する次第であります。

近年、教育改革の問題が焦眉の国家的課題とされ、大学においても、その取り巻く環境が大きく変わりつつあり、今よりもまして大学自身はその教育・研究体制並びに運営体制の改革に取り組むことが必要であり、各国立大学が自己点検・自己評価を行うとともに外部評価も実施するなど、大学の改革と活性化の契機とすべく努力しているところであります。

それとともに、大学の質的向上を図るには、その担い手である大学教官等に有為な人材を確保することが基本的な前提条件であり、それを充たすためには大学教官等の待遇改善を図ることが一つの必須要件であります。また、「科学技術基本法」では、国は、研究者等の職務がその重要性にふさわしい魅力あるものとなるよう、研究者等の適切な処遇の確保に必要な施策を講ずるものとしているところであります。

しかしながら、それはいまだ十分であるとは言い難い状況にありますので、さらに以下の諸点につき、ここに重ねて強く要望する次第であります。

記

1. 教育職（一）の給与水準の引上げを行う等を含め俸給体系を是正すること。

大学は高等教育および学術研究を推進・発展させる中心の存在として社会の付託に応えて、その任務を果たしている。科学技術の急速な進展と国際化の時代にあって、その責務は益々増大しているところである。そのときにあたって、大学の教学の中心の担い手は大学教官であり、教育・研究について絶えざる情熱と高い能力を有する優れた人材を擁することは大学の根本であることに鑑み、その給与をその職務と責任に見合う水準に引き上げるよう特段の配慮を強く要望する。

特に近年、国立大学の教官の給与水準が民間企業研究所や私立大学のそれを大幅に下回っている実態が人材確保の障害の要因ともなっていることに配慮しその急なる改善が待たれる。

さらに、教員任期法に基づき、一定の期間に限って任用される任期付き教員について、その任用

形態の特殊性から一層の給与処遇の改善を図る。特に、大学が定め又は参画する特定の計画に基づき任用される者あるいは民間企業等外部から任用される者について、特段の措置を図る。

また、助手について高校教諭の給与を下回る実態や教務職員の給与の頭打ち等の問題があり、これら職員の給与の格差是正を図る。

なお、以上の給与水準の引上げと同時に特に中堅教官の給与配分について改善するとともに、平成11年度に改正された昇給停止制度についても、教官の職の高学歴による高齢就職等による特殊性に着目してその年齢の引上げを図る。

2. 学長・部局長（事務局長等を含む。以下「部局長等」という。）について指定職の完全適用並びに指定号俸の引上げを図ること。

指定職制度は、特定の職務就任を条件に適用するのが本来の趣旨であることを踏まえ、部局長等については、その在任期間中はすべて指定職俸給表が適用できるよう措置するとともに、指定号俸の引上げを図る。

また、教育、研究の功績顕著な教授に対する指定職の適用拡大については改善が図られつつあるが、まだ十分な状況とはいえないため、さらに拡大を図る。

3. 管理職手当の適用対象の拡大と増額を図ること。

大学院の研究科等においては、教育研究の一層の高度化・個性化・活性化を図る必要性から、専攻毎に大学内の措置により専攻長又は専攻主任を置き、教育研究体制の充実等に努めているため、学部における学科長と同様に、当該職の位置づけを明確化するとともに、管理職手当の支給について措置する。

また、近年大学における管理運営の職責が益々重くなりつつある実情に鑑み、全学的な事項を審議・検討する委員会等の要職にある者について、管理職手当支給の途を開くよう配慮する。

なお、部局長等について指定職の完全適用を前項で要望しているところであるが、指定職が適用されるまでの間、その職務の重責に鑑み、引き続きその増額を図る。

4. 大学教官特有な職務に見合う手当として「大学研究調整額」（仮称）を新設すること。

大学教官は、高度の専門教育を行うばかりでなく、進展極まりない学術の研究について一定の業績を常に要請される。そのため、各種学会活動や独自の情報の収集等多様な教育・研究活動を遂行することが必須となっている。

しかしながら、このような多様な教育・研究活動に際して、自費から支出する研究費が少なくない。この特別な経費負担に対する措置として「大学研究調整額」（仮称）の新設を図る。

なお、職務の特殊性に基づきすでに支給されているものとしては、義務教育教員には「教職調整額」、医師等には「初任給調整手当」等がある。

5. 夜間主コース担当教官に特別な給与措置を講ずること。

夜間主コースを設置する大学・学部（夜間大学院を含む。）の教官は、実態としては昼・夜間両コースを担当せねばならず、その勤務形態は特殊なものであり、また、夜間主コースは、本来、主として社会人学生を対象とするものであるが、現実としては、教育上多様な対応を要する学生が多数入学し、教官の負担を増加させている。

これらのことを考慮し、夜間主コース担当教官に特別な給与措置を講ずること。

6. 教育・研究支援職員等の待遇改善を図ること。

教育・研究支援職員等の職務は、科学技術の急速な進展と国際化により一層複雑・高度化し、その役割は更に重要性を増している。また、科学技術基本法においても、研究開発に係る支援のための人材が研究開発の円滑な推進にとって不可欠であり、その確保、養成及び資質の向上並びにその適切な処遇の確保の必要性を指摘していることから、今後とも教育・研究支援職員等の職務の専門性に見合う処遇が行われるよう措置する。

また、農場・演習林に勤務する職員に対して、勤務の特殊性に鑑み、農業散布作業手当（仮称）の新設及び山上等作業手当について適用範囲の拡大を図る。

7. 大学の中堅職員（事務系）の待遇改善を図ること。

大学においては、事務長、補佐、係長等の定数が固定されており、豊富な職務経験、職務遂行能力を持つ適任者でありながら、昇任・昇格が限定されるために俸給の上で格差を生じている。このことは、大学の中堅職員等が職務遂行意欲を欠く原因ともなり、ひいては大学運営に重大な影響を及ぼす結果となりかねない。

また、特に近年教育研究の国際化に伴う国際学術交流や留学生受入れ、大学院の整備充実、教育研究システムの多様化、複雑化への対応等高度の専門性を要する新たな業務が激増している。

よって、引き続き専門職制度（図書館職員を含む。）を一層拡大するとともに、上位の級別定数について特段の措置を図る。

8. 看護職員の待遇改善を図ること。

医学・医療の進展に寄与する診療、教育、研究の場であることを使命とする大学病院において、看護職員に課せられた任務は極めて高度化、専門化しており、その役割は重要なものとなっている。

また、看護婦等の人材確保の促進に関する法律が制定され、待遇の改善が図られてきているが、まだ十分とはいえない。

看護力の強化は、大学病院の運営にとって不可欠の課題であり、初任給を含む給与水準の引上げを引き続き図る。また、看護職員の勤務形態の特殊性等に配慮し、勤務環境の改善を図る。

〔要望先：人事院総裁，文部科学大臣〕

委員交代等

(平成13年8月2日～平成13年11月1日)

■学長等の異動

○ 学長の交代

(大 学)	(新 任)	(前 任)	【交代日】
山 形 大 学	仙道富士郎	成澤郁夫	平成13年9月1日
東京外国語大学	池端雪浦	中嶋嶺雄	平成13年9月1日
東京工業大学	相澤益男	内藤喜之	平成13年10月24日
富 山 大 学	瀧澤弘	小澤浩	平成13年11月1日

○ 専門委員の委嘱

(委員会)	(新 任)	【発令日】
第5常置委員会	大野弘幸 (東京農工大学教授)	平成13年9月10日

○ 委員の交代

(委員会)	(新 任)	(前 任)	【発令日】
教員養成特別委員会	池端雪浦 (東京外国語大学長)	中嶋嶺雄 (東京外国語大学長)	平成13年10月19日
〃	本田和子 (お茶の水女子大学長)	仲井豊 (愛知教育大学長)	平成13年10月19日

○ 専門委員の交代

(委員会)	(新 任)	(前 任)	【発令日】
第3常置委員会	小川浩平 (東京工業大学副学長)	森泉豊栄 (東京工業大学副学長)	平成13年10月24日
〃	坂口裕 (東京大学学生部長)	鳥飼繁 (東京大学学生部長)	平成13年10月24日

国立大学協会の組織

創 立：昭和25年7月13日
会員大学：99国立大学
目 的：国立大学相互の緊密な連絡と協力を図り
その振興に寄与することを目的とする。

- 総 会 （春秋2回開催。各国立大学の代表者）
- 理 事 会 （会長・副会長を含む理事21名。各常置委員会委員長）
- 常務理事会 （会長，副会長，各常置委員会委員長）
- 監 事 （2名）
- 常置委員会

- 第1常置委員会（理念，体制・組織，管理運営）
- 第2常置委員会（入学者選抜）
- 第3常置委員会（教養教育，学部専門教育，学生生活）
- 第4常置委員会（教職員の待遇改善）
- 第5常置委員会（学術交流，国際協力）
- 第6常置委員会（財 政）
- 第7常置委員会（研究，大学院，生涯学習，学術情報）
- 第8常置委員会（評 価）

常置委員会小委員会

- 第2常置委員会大学入試情報開示に関する検討小委員会
〔設置期間：平成12年6月1日～平成14年5月31日〕
- 第2常置委員会入試改革に関する検討小委員会
〔設置期間：平成12年6月15日～平成14年6月14日〕
- 第5常置委員会短期学生交流計画（JANUSSEP）小委員会
〔設置期間：平成11年12月15日～平成13年12月14日〕
- 第6常置委員会学生納付金等検討小委員会
〔設置期間：平成12年6月1日～平成14年5月31日〕

○ 特別委員会

- 医学教育特別委員会
〔設置期間：平成12年4月1日～平成14年3月31日〕
- 教員養成特別委員会
〔設置期間：平成12年4月1日～平成14年3月31日〕
- 設置形態検討特別委員会
〔設置期間：平成12年7月1日～平成14年6月30日〕

- 特別会計制度協議会（国立大学協会と文部省との協議会）

編集後記

- ※ 昭和25年7月に国立大学協会が創設され、その活動状況等を各会員大学に報告するため、昭和26年3月に『会報』第1号が発行されました。以来今日までの51年間、『会報』を通じて、各種委員会の審議状況や対外的な活動状況等を会員大学の皆様方に報告してまいりました。前号で予告いたしましたとおり、国立大学を取り巻く現下の諸情勢の急激な変化に対応して、各会員大学に対して速やかな情報提供を行うことが私どもの懸案事項でありましたが、このたび“国大協 Home Page”を開設することができました。今後は、これまで『会報』が担った役割を“国大協 Home Page”に引き継ぐこととなりましたので、『会報』は本号を最終号といたします。その長い間にわたり、本誌をご利用いただきましたことについて厚く御礼を申し上げます。
- ※ 国立大学協会『会報』の最終号の「巻頭エッセー」は、国立大学協会会長である長尾 真・京都大学長にお願いして「変わりゆく大学」をご寄稿いただきました。ご多忙のところ快くご執筆いただきました長尾先生の御厚意に、厚く御礼を申し上げます。

(諸橋)

会報発行=年4回(2月・6月・8月・11月)

平成13年11月6日 印刷 (非売品)
平成13年11月13日 発行

会 報 第174号

(第51巻第4号 通巻第174号)

編集兼
発行者 諸橋 輝雄

発行所 国立大学協会事務局

郵便番号 113-0033(東京大学構内)

東京都文京区本郷7丁目3番1号

電話 03(3811)4760

03(3813)0647

FAX 03(3818)8656

E-mail janu@iris.dti.ne.jp

印刷・製本 文唱堂印刷株式会社